

消費者契約法施行規則及び消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

第一条 消費者契約法施行規則(平成十九年内閣府令第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号ハ中「財団法人日本消費者協会」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。  
第二条 消費者安全法施行規則(平成二十一年内閣府令第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「財団法人日本消費者協会」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。

この府令は、公布の日から施行する。

省 令

〇総務省令第九十八号

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第三十三條の五の五の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十五年十一月一日

地方債に関する省令の一部を改正する省令(平成十八年総務省令第五十四号)の一部を次のように改正する。  
附則第二条第一項第三号中「職制若しくは定数の改廃又は予算の減少のため、廃職若しくは過員を生ずることにより退職した職員又は」を「地方公務員法第二十八條第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した職員」に改め、受けて退職した職員の下に「又は定年前に退職する意思を有する職員の募集に応じ、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けて退職した職員」を加える。

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年以後に支給すべき退職手当の財源として起す地方債から適用する。  
〇財務省令第六十号  
予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六百十五号)第百十四條、第百四十四條及び国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)第三十九條の規定に基づき、出納官吏事務規程等の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十五年十一月一日

出納官吏事務規程等の一部を改正する省令(出納官吏事務規程の一部改正)  
第一条 出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)の一部を次のように改正する。  
第五十二条第五項中「振込みができる旨」を「預託先日本銀行から資金前渡官吏に通知のあった日本銀行指定金融機関」を「振込みができる日本銀行指定金融機関として日本銀行が指定したものを」に改める。  
第一号書式中「第一号書式」を「第一号書式」に改め、同書式備考に次のように加える。  
6 日本工業規格X0012(情報処理用語(データ媒体、記憶装置及び関連装置))に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。  
第二号書式備考を次のように改める。  
備考  
用紙寸法は、日本工業規格A列6とすること。ただし、事務処理上、必要があるときは、日本工業規格A列4とすることができる。  
(特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則の一部改正)  
第二条 特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則(昭和三十三年大蔵省令第四十九号)の一部を次のように改正する。  
別紙第一号書式備考1中「おおよね縦11cm、横21cm」を「おおよね縦11cm、横21cm又は日本工業規格A列4」に改め、同書式備考に次のように加える。  
4 日本工業規格X0012(情報処理用語(データ媒体、記憶装置及び関連装置))に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2及び3の規定は適用しない。  
(国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正)  
第三条 国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和二十九年大蔵省令第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第十九号書式備考1中「(4から6までを添へ。)」を「1、2、3及び7」に改め、同書式備考に次のように加える。

3 日本工業規格X0012(情報処理用語(データ媒体、記憶装置及び関連装置))に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、1において準用することとされた第2号書式備考2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。  
第二十号書式備考を次のように改める。  
備考  
1 用紙の大きさは、日本工業規格A列6とする。ただし、事務処理上、必要があるときは、日本工業規格A列4とすることができる。  
2 必要があるときは、各種の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。

この省令は、公布の日から施行する。  
附則  
〇消費者庁告示第九号  
家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四百号)第三条第一項の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成二十五年十一月一日  
消費者庁長官 阿南 久  
電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示  
電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第二第七号(一)中「日本工業規格B八六一五-1(エアコンディショナー第一部直吹き形エアコンディショナーとヒートポンプ一定格性能及び運転性能試験方法)」を「日本工業規格B八六一五-1(エアコンディショナー第一部：直吹き形エアコンディショナー及びヒートポンプ一定格性能試験法)及び日本工業規格C九六一二(ルームエアコンディショナー)」に「得られる」を得られたに、「マイナス五パーセント」を「マイナス三パーセント」に改める。

告 示

別表第二第七号(三)中「(百ボルト又は二百ボルトの電圧をいう。以下同じ。)」を削り、「日本工業規格B八六一五-1(エアコンディショナー第一部直吹き形エアコンディショナーとヒートポンプ一定格性能及び運転性能試験方法)」を「日本工業規格B八六一五-1(エアコンディショナー第一部：直吹き形エアコンディショナー及びヒートポンプ一定格性能試験法)及び日本工業規格C九六一二(ルームエアコンディショナー)」の八・一(運転性能の試験)に、「プラス十パーセント」を「プラス三パーセント」に改める。  
別表第二第七号(四)中「附属書三」を削る。  
附則  
(施行期日)  
1 この告示は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
2 平成二十六年十月三十一日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることことができる。

〇総務省令第四百六号  
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九條の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
平成二十五年十一月一日  
総務大臣 新藤 義孝  
南スーダン現地支援調整所本部及び南スーダン派遣施設  
二 国外派遣期間 平成二十五年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで  
三 派遣人数(概数) 三百五十人程度  
四 派遣地 域 南スーダン共和国  
〇総務省令第四百七号  
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九條の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
平成二十五年十一月一日  
総務大臣 新藤 義孝  
南スーダン現地支援調整所ウガンダ班  
二 国外派遣期間 平成二十五年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで  
三 派遣人数(概数) 十人程度  
四 派遣地 域 ウガンダ

〇総務省令第四百六号  
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九條の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
平成二十五年十一月一日  
総務大臣 新藤 義孝  
南スーダン現地支援調整所本部及び南スーダン派遣施設  
二 国外派遣期間 平成二十五年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで  
三 派遣人数(概数) 三百五十人程度  
四 派遣地 域 南スーダン共和国  
〇総務省令第四百七号  
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九條の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
平成二十五年十一月一日  
総務大臣 新藤 義孝  
南スーダン現地支援調整所ウガンダ班  
二 国外派遣期間 平成二十五年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで  
三 派遣人数(概数) 十人程度  
四 派遣地 域 ウガンダ

財務大臣 麻生 太郎